

財政規則

1993年2月24日効力発生

1994年1月11日改正

1998年11月6日改正

2001年11月2日改正

2003年10月31日改正

2013年11月15日改正

2014年5月16日改正

財政規則

題目	規則	頁
適用の対象	1	68
会計年度	2	68
予算	3-9	68-69
分担金	10-11	69
計上予算の支出対象	12-13	69
予算の流用	14	69
会計方針及び基金	15-22	70-71
俸給	23	71
移転費	24	71
旅費	25	71
事務局長の権限及び責任	26-30	72
会計検査	31-34	73
保証	35	73
総則	36-39	73

財政規則

1992年2月11日、モスクワにおいて署名された北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約(以下「条約」という。)第8条1には、北太平洋溯河性魚類委員会(以下「委員会」という。)を設立する、と規定されている。条約第8条16には、委員会は、その財政規則を採択する、と規定されている。

適用の対象

1. これらの規則は、北太平洋溯河性魚類委員会の財政上の運営を律するものとする。

会計年度

2. 会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までの期間とする。

予 算

3. 事務局長は、次の会計年度については予算計画を、その次の会計年度については予算見積を、また翌々年の会計年度については予算予報を作成し、その通常年次会合において委員会に提出する。予算の計画、見積及び予報は、会合の開始の少なくとも60日前に全代表に送達される。
4. 年次予算の計画、見積及び予報は、関連する会計年度の収入及び支出を取り扱う。これらの見積及び予報は、事務局が所在する国の通貨で表示される。
5. 年次予算の計画、見積及び予報は、組織及び計画に対応する項目に分けられ、また、委員会が随時指定する情報及び事務局長が有益であると認める情報がそれに添付される。
6. 通常年次会合においては、予算計画、見積及び予算予報は、財政運営小委員会に検討及び勧告のため付託される。
7. 通常年次会合において、委員会は、財政運営小委員会の勧告を検討した後、予算計画、次の会計年度の予算見積を前年度の会計監査報告受

理前に、及び監査報告の検討を条件とし採択する。会計監査報告受理後、もし予算計画、及び見積りに修正が必要な場合、再採択のため修正版を提出することができる。

8. 3年目の会計年度の予算予報は、委員会によって検討はされるが、次の通常年次会合まで採択されない。
9. 事務局長は、必要と認めるときは、委員会の議長と協議した後に、年次予算の見積及び予報と同様の様式で追加予算見積を承認のため各締約国に提出できる。この場合、各締約国が承認することで委員会の採択となる。

分 担 金

10. 年次予算の分担金は、当該予算が関連する会計年度の開始日及び当該会計年度の後半の最初の日を支払期日とみなした2回の均等な分割払いを越えない回数により支払われる。
11. 事務局長は、分担金の徴収に関する報告を委員会の通常年次会合に提出する。

計上予算の支出対象

12. 計上予算は、それが関連する会計年度中の債務に使用できる。
13. 計上予算は、それが関連する会計年度中に供給された物資及び提供された役務に関する債務の履行並びに当該年度の他の未決済の法律上の債務の清算のために必要な限度まで、当該会計年度の終わりに続く12箇月の間、引き続き使用することができる。残額は、運転基金に移管される。

予算の流用

14. 15,000カナダドルを超える予算の支出項目間の流用は、委員会の議長の事前の認可なしに行うことはできない。

会計方針及び基金

15. 会計方針は次のことを含む。

(a) これら財政規則に従い、資産、負債、収入及び支出について、各年度の財務諸表並びに予算見積及び予算予報を、発生主義に基づいて作成する。ただし、有給休暇の払い出しは支払われた会計年度の経費として処理する。委員会が取得またはリースした固定資産は取得した年度において、帳簿上、資本勘定算入も償却もせず、支出として記帳するものとする。年金の余剰金/不足額は賃借対照表に記載し、その変動額を運転基金運用表の基金残高に表すものとする。

(b) 委員会の経費にあてるため、現会計年度のための締約国からの分担金、当該会計年度中の銀行利子及びその他の雑収入並びに本財政規則18に定める運転基金からの移管額を財源とする一般基金を設定するものとする。

16. 委員会が随時決定する目的のため、本財政規則13に定める会計年度の終了時に一般基金から移管される金額及びカナダの所得税に代わり俸給から控除される金額を財源とする運転基金を設定するものとする。委員会により支払われる俸給及び諸手当への課税が免除されているすべての委員会職員は、カナダの連邦及び州の所得税の負担額に等しいと見積もられる額を査定される。このような査定から生ずる金額は、運転基金中に保有される。運転基金は、危険準備金、離職手当及び移転費のような特別積立金に分割することができる。

17. 事務局長は、分担金を受領するまでの間、計上予算をまかなうために必要な額の運転基金からの立替えを行う権限を有する。このような立替金額は、前記の目的のための分担金を入手次第直ちに返済されなければならない。

18. 委員会は、いずれかの会計年度における経費を相殺するため若しくは予期せざる臨時的支出をまかなうために必要と認めるときは、随時、運転基金から一般基金へ移管することができる。

19. 委員会は、望ましいと認めるときは、運転基金中の金額を各締約国に均等な分配で返還することができる。締約国への返済は、支払われるべき次年度の分担金から控除することによって行われる。

20. 委員会により勧告された共同科学調査プロジェクトを支援するため、締約国の政府機関及びそれ以外の資金提供者からの任意の提供資金を財

源とする科学調査特別基金を以下の制限の下に設定するものとする。

- (a) 締約国からの分担金額を超える任意の提供資金は、当該資金提供がなされる目的が委員会の趣旨、目的及び活動に合致する場合、事務局長により受諾される。
- (b) 締約国以外の者による提供資金は、提供資金の目的が委員会の趣旨、目的及び活動に合致する旨全締約国が合意する場合、受諾される。

事務局長は各年次会合において、受領された提供資金及びその執行状況を含め、科学調査特別基金の状況を報告する。

- 21. 特定の単発プロジェクト及び第三者との契約の会計処理を行うため、特別用途基金を設定するものとする。当該基金は、これらプロジェクトに関連する事務管理費を回収する場合を除き、委員会の通常の運営を目的としては使用されず、本財政規則15から20に記載された他の基金の定義に該当すると判断されない収入及び経費のみに使用される。
- 22. 事務局長は、委員会の資金を適切な金融機関に委員会名義で預金し、維持する。

俸 給

- 23. 委員会は、職員規則に従って、その恒久職員の俸給を毎年再検討し、適当と認めるときはこれを調整する。

移 転 費

- 24. 恒久職員の移転費は、財政運営小委員会が定め、委員会が承認する指針に従って、委員会により支払われる。

旅 費

- 25. 事務局職員が委員会の用務遂行に当たって要した旅費は、財政運営小委員会が定め、委員会が承認する指針に従って、委員会により支払われる。

事務局長の権限及び責任

26. 事務局長は、委員会が採択した委員会予算に計上されている額まで、債務を負い、また、支払いを行う権限を有する。
27. 事務局長は、次のことを行う。
- (a) 効果的な財政上の運営及び節約の実施を期すこと。
 - (b) 役務又は物資が受領されており、かつ、その支払いが以前に行われていないことを保証する証拠書類その他の文書に基づいて、すべての支払いが行われるようにすること。
 - (c) 委員会に代わって金銭を受領し、債務を負い又は支払いを行うことができる事務局恒久職員を指定すること。
 - (d) 委員会のすべての資金及びその他の資産の受領、保管及び処分が規則正しく行われることを確保し、委員会が採択した計上予算又は他の財政上の規定条件に適合した債務の負担及び経費の支出が行われることを確保し並びに委員会の資産が経済的に利用されることを確保するため、財政上の処置に関する効果的な日常の検査及び検討を可能ならしめる部内的財政管理を維持すること。
28. 事務局長の権限に基づく文書による指定その他適当な承認がされない限り、いかなる債務も負担されない。
29. 事務局長は、十分な調査を行った後かつ委員会の議長の承認を得て、現金、用品その他の資産の損失の抹消処分を許可することができる。ただし、このような抹消処分額はすべて、会計記録とともに毎年会計検査専門家に提出される。
30. 事務局長は、必要な会計記録を維持するとともにその関連する会計年度について次の事項を示す年次決算報告書を委員会のため作成する。
- (a) 委員会の資産及び負債
 - (b) 収入及び支出
 - (c) 次のものを含む計上予算の状況
 - (i) 原予算の計上額
 - (ii) 流用・移管により修正された計上予算
 - (d) 受領額及び支出額
- 事務局長は、委員会の財政の現状を示すのに適当なその他の情報も提供するものとする。

会計検査

31. 委員会の年次決算報告書及び会計記録は、事務局が所在する国の通貨で表示される。
32. 委員会の年次決算報告書及び会計記録は、会計年度の終了後30日以内に、事務局長から条約第11条6に規定されているように、会計検査のため独立の会計検査専門家に提出される。
33. 会計検査専門家は、年次決算報告書及び会計記録を認証するほか、財政手続の能率、会計制度、部内の財政管理及び、一般に、運営上の慣行が招来する財政面における結果に関し、必要と認める観察をも行うことができる。
34. 会計検査専門家は、その報告書を、当該会計が関連する会計年度の終了後3箇月以内に委員会に提出する。財政運営小委員会は、会計検査専門家の報告書について、意見があれば、それを提示するよう要請される。

財政規則

保証

35. 事務局長及び事務局長が必要と認めるその他の職員には、委員会が随時定める額の保証保険が信用ある保証会社によりかけられる。その保険料は、委員会が支払う。

総則

36. 事務局長は、本財政規則に定められた職務のうちで望ましいと認められるものを事務局の他の職員に委任することができる。
37. 本財政規則は、委員会が承認した日に効力を生ずるものとし、委員会は、これを随時改正することができる。
38. 前記の規則の解釈及び適用に関して疑義のあるときは、事務局長は、委員会の議長と協議した後、それについて裁定する権限を有する。
39. 本財政規則は、随時改正することができる。ただし、そのような改正は、条約の規定と合致しないものであってはならない。